

総合計画特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、総合計画特別委員会を設置するものです。

記

1. 名称
総合計画特別委員会
2. 設置の根拠
地方自治法第109条及び精華町議会委員会条例第5条
3. 目的
住民代表機関として、多様な民意を集約したうえで、第5次総合計画の総括とともに、次期総合計画に際し提言書を策定するため。
4. 委員の定数
17人（議長を除く全議員）
5. 審査等の期間
目的が達成するまで